

千葉県監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査及び行政監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成26年6月3日

千葉県監査委員	宮	下	公	夫
同	宮	原	清	貴
同	黒	宮		昇
同	石	橋		毅

26千総総第173号
平成26年6月2日

千葉市監査委員 宮下 公夫 様
同 宮原 清貴 様
同 黒宮 昇 様
同 石橋 毅 様

千葉市長 熊谷 俊人

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成22年度監査報告第11号、平成25年度監査報告第1号、平成25年度監査報告第10号、平成25年度監査報告第12号及び平成25年度監査報告第13号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>1 建物の損傷や設備・備品の故障に対し迅速に修繕を行うなど利用者である市民及び児童・生徒の利便性や安全性は確保されているか。</p> <p>(1) 天井や壁からの雨漏り等について（小・中学校、保育所、公民館、コミュニティセンター）（市民局、こども未来局、教育委員会事務局）</p> <p>現地調査を行った 36 施設のうち、半数を超える 20 施設において天井からの雨漏りや排水管からの水漏れ、壁の亀裂から浸水していると思われる状況が見られた。</p> <p>監査対象部局の説明によれば、雨漏り等の原因を特定するのは専門業者によっても困難であるとのことであるが、この状況が改善されない場合、利用者に利用上支障を与えるほか、転倒等の事故にも繋がるおそれがあるなど安全性が損なわれるとともに、建物内部の鉄筋が腐食し、躯体の耐久性を著しく低下させるため、可能な限り修繕を行うようにされたい。</p>	<p>天井や壁からの雨漏り等のあった 20 施設のうち、廃止予定の 1 施設を除き、平成 22 年度 8 施設、23 年度 2 施設、24 年度 1 施設、25 年度 4 施設の修繕等を実施した。残り 4 施設のうち、2 施設については 26 年度に修繕を実施し、他の 2 施設についても計画的に修繕を行っていく。</p>
<p>(3) 外壁の剥落について（小・中学校、コミュニティセンター）（市民局、教育委員会事務局）</p> <p>現地調査を行った施設のうち、2 施設において、外壁の一部が剥落し外壁の中の鉄筋がむき出しの状態となっている箇所が見られた。</p> <p>外壁の剥落については、塗装の剥落であれば、特に問題とはならないが、壁材であるコンクリートの小破片が落下する可能性が生ずる程度まで進行した場合には、利用者等の安全性確保の面で問題がある。</p> <p>落下の危険性のある箇所については、修繕を実施するほか、周辺を立入禁止にするなどの対応を講じているところであり、現在までのところ、破片の落下による人的被害は報告されていないが、このような箇所は、他にも相当数あると考えられ、適切な対応を図られたい。</p>	<p>小・中学校及びコミュニティセンターの外壁の剥落については、監査実施後に外壁剥落について点検等を行い、「中長期保全計画」、「千葉市学校施設保全計画」等に基づき、利用者の安全性、利便性確保を最優先に、計画的に修繕を行っている。</p> <p>なお、監査において剥落が確認された 2 施設については、平成 22 年度と 23 年度に修繕を完了した。</p>

(7) 消防設備の破損、腐食について（小・中学校）（教育委員会事務局）

校舎に設置されている消防設備について、非常用放送設備が故障したまま数年間放置されていたり、救助袋を固定する支持部（鉄パイプ）が腐食し使用することが困難な箇所が見られた。

消防設備は、消防法等の規定により定期的に点検され、問題のあるものについては点検業者から報告もされているが、災害が発生した場合には、非常に重要な役割を果たすものであるから、可能な限り早急に修繕されたい。

平成22年度に消防法等の規定により行った法定点検で不適合とされたもののうち、非常用放送設備については、問題のあった2校の修繕を25年度に実施した。

また、避難器具（救助袋）については、問題のあった77校のうち、42校の修繕が25年度に完了し、残り35校についても、26年度に完了する予定である。

今後も、法定点検により問題が報告された箇所については、速やかに修繕を行っていく。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>2 イベントは、その準備段階から計画に基づき実施されているか。また、物品管理及び経理等を適正に行い、実施結果を検証するための記録を取るなど、実施状況は適切か。</p> <p>(1) 千葉市を美しくする運動推進事業補助金交付要綱の規定整備を図るべきもの（千葉の親子三代夏祭り）【指摘】</p> <p>補助金の執行事務の適正化について（平成14年3月1日付け財政部長通知）によると、補助金交付要綱で定める事項のうち補助金額算出に必要な基準として、補助対象とする具体的経費、補助率を明示することとされ、補助金額の算定については、交付要綱又は予算に補助の限度額を定めた場合であっても、補助対象とする経費の項目及び項目毎の金額並びに限度額との関係を明らかにし、交付申請、交付決定、額の確定にあたっては、経費の使途状況等を確認する必要があるとされている。</p> <p>千葉の親子三代夏祭りの実施主体である千葉市を美しくする会に対して、千葉の親子三代夏祭り実施等を対象事業として市が交付している千葉市を美しくする運動推進事業補助金については、交付要綱において補助対象経費を事業に要する経費とするのみで、補助対象とする具体的経費が明示されていなかった。</p> <p>補助金については、通知に基づき規定の整備を図りたい。</p>	<p>千葉市を美しくする運動推進事業補助金については、平成26年4月1日付けで交付要綱を改正し、補助対象とする具体的経費を明示し、平成26年度の補助金から適用することとした。</p>